

# 『要 ～KANAME～』ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社プラスバイプラス（以下「乙」といいます。）は、本契約書とともに提供する本製品に関し、本製品を購入されたお客様（以下「甲」といいます。）に対して、下記条項に基づき、本製品の使用を許諾します。本契約書は、甲と乙との間に締結される法的な契約書であり、本契約書の条項に同意されない場合、乙は本製品のインストール、複製、ダウンロード、または使用のいずれも許諾できません。甲が本製品のインストール、複製、ダウンロード、または使用をした場合には、甲は本契約書に同意したものとみなされます。

## 第1条 <定義>

1. 「本製品」とは、甲が購入した乙のソフトウェア製品『要 ～KANAME～』を指します。「本製品」には、ソフトウェアプログラム、プロテクト装置、ユーザーマニュアル及び関連資料ならびに複製物（ハードコピーまたは電子文書を問いません）、その他付属する一切が含まれます。
2. 「ソフトウェアプログラム」とは、本製品に含まれるソフトウェアプログラムを指します。
3. 「プロテクト装置」とは、本製品の正規ユーザーとしての使用を認証する機能を内蔵したものです。

## 第2条 <使用許諾>

1. 乙は甲に対し、甲が本規約の規定に従う限り、乙が許諾するライセンス数を上限として、本製品を使用するための譲渡不能かつ非独占的な使用権を許諾します。
2. 甲は、甲自ら本製品を使用するものとし、再使用の許諾その他の方法で、第三者に本製品を使用させることは出来ません。
3. 甲は、本製品を同時に複数のハードウェア上で使用することは出来ません。
4. 本契約書は、本製品の使用許諾について共通に適用されますが、適用対象者を定めた規定は当該対象者に対してのみ適用されます。

## 第3条 <権利の帰属>

本製品に関連する著作権、その他の知的財産権及び所有権は、その内容により乙または乙に使用許諾をしている第三者に帰属します。甲は、本契約書に定められた以外の方法で、本製品を使用することはできません。

## 第4条 <使用条件>

1. 本製品の使用にあたっては、本製品を使用するコンピュータに、Microsoft® Excel®及びSQL Server®がインストールされている必要があります。  
※Excel及びSQL Serverは、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標または商標です。
2. 本製品を使用する場合は、使用するコンピュータに、かかるプロテクト装置を装着する必要があります。甲は、プロテクト装置を複製したり、乙が提供した以外の機器をプロテクト装置として使用したりすることはできません。甲の不正使用により乙または第三者に損害が生じた場合、乙は甲に対し、その賠償を請求することができます。

## 第5条 <禁止事項>

1. 甲は本製品を、本製品が動作可能のコンピュータにおいて使用するものとし、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 本製品を複製し（ただし、バックアップの目的や乙が許諾した範囲での複製は除く）、翻訳し、公表し、変更し、展示し、放送し、あるいは送信すること。
  - (2) 乙より許諾を受けたライセンス数を超える数のユーザーにソフトウェアプログラムを同時使用させること。
  - (3) 目的の如何を問わず、本製品に関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等すること。
  - (4) 乙が本製品に付した著作権表示、商標等を、乙の書面による承諾を得ることなく他の商品に使用し、あるいは抹消し、不明確にすること。
  - (5) 本契約書に基づき許諾された使用権を、有償・無償を問わず第三者に譲渡すること。
  - (6) 本製品の全部または一部を第三者に提供したり使用させたりすること。
  - (7) 乙または第三者の著作権を侵害する行為を行うこと（かかる侵害行為により乙または第三者に損害が生じた場合は、甲はその賠償の責任を負うこととします。）。
  - (8) その他、乙または本製品の信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
2. 甲は、本製品の紛失、盗難、第三者による複製あるいは解析を防ぐべく、その保管について最善の措置を講じなければならない。

## 第6条 <違反時の措置>

1. 甲が、本契約書の条項に違反した場合、乙は甲に対して、本製品の使用の中止及び廃棄、消去を求めることができます。なお、乙に損害が生じた場合は、甲は、その賠償の責任を負うこととします。
2. 前項の場合、第13条第6項が準用されます。

## 第7条 <ライセンスの追加>

甲が、当初乙が使用許諾したライセンス数を超える数のユーザーに本製品を使用させる場合は、別途ご契約の上、乙所定の使用料をお支払いいただきます。

## 第8条 <保証範囲>

1. 乙が甲に対し、本製品を出荷した日（以下「出荷日」といいます。）から90日以内に、本製品の媒体に物理的な欠陥（納入物品の破損等）があった場合は、無料で交換します。
2. 本製品の出荷日から1年以内に、本製品が契約の内容に適合しないものである（以下「契約不適合」といいます。ただし、その契約不適合の程度が、本製品の実際利用に重大な影響を与える場合に限り。）が発見された場合は、本製品を正常な製品と交換、修正情報の提供、もしくはその他の乙が相当と考える方法による補償を行います。ただし、補償の時期については乙の判断に基づき決定します。

- 前2項の欠陥及び契約不適合が、甲の用法違反（甲の故意、過失、誤用またはその他異常な条件下での本製品の使用を含みますが、これらに限定されません。）によって生じた場合、または甲が乙の推奨する動作環境以外の動作環境で本製品をご使用された場合、第10条において定める免責事由に該当する場合、その他乙の責めに帰することのできない事由による場合、乙は甲に対して、前2項に定める製品の交換、修正情報の提供、乙が相当と考える方法その他一切の損害の填補を行いません。
- 本製品に関する乙の一切の責任及び品質保証は第1項及び第2項に規定するものとし、その他の修補または損害（甲のデータの消失により生じる損害も含みますが、これに限りません。）の補償もしくは填補を行いません。
- 乙は、本製品の機能が甲の特定目的に適合することを保証するものではなく、甲、その他いかなる者に対しても、本製品を使用した運用結果に関して一切の責任を負うものではありません。

#### 第9条<適用範囲>

- 甲乙間の本契約書は、乙の破産、民事再生、会社更生手続きの開始、事業譲渡、本製品に関する乙と第三者とのライセンス契約の終了により終了するものとし、甲が本製品の使用継続を希望する場合、甲は本製品の著作権者との間で改めて本製品の使用許諾契約を締結しなければなりません。ただし、本製品のソフトウェアプログラムの著作権を有する者（以下「丙」といいます。）が本契約書の乙の地位を承継することを希望し、その旨を甲に通知した場合、本契約書は甲と丙との間でなお有効に存続するものとし、甲は予めこれを承諾するものとします。
- 甲は、自己の役員、従業員、その他甲の支配のもとで、本製品を使用する全ての者に対して本契約書を遵守させる義務を負います。
- 本製品の変更またはバージョンアップ版のソフトウェアプログラム等についても、本契約書の規定が適用されます。ただし、乙がかかる変更・バージョンアップ版に対する使用許諾契約書を別途準備し、本契約書と異なる規定をした場合は、この限りではありません。

#### 第10条<免責事項>

- 乙は甲が入力したデータの消失について一切の責任を負わないものとします（甲自身で定期的なバックアップを推奨します。）。
- 甲は、コンピュータの性能、メモリ容量、通信回線等の使用環境により本製品の作動状態が左右される旨を了承するものとし、これらの使用環境を原因とする不具合等の発生については、乙は一切の責任を負わないものとします。
- 不正アクセス対策、ウィルス対策は甲の責任と負担において行ってください。乙は甲のご相談には応じますが、万が一トラブルが発生した場合も、乙は一切の責任を負わないものとします。
- アップデートに伴い、ソフトウェアプログラムの機能が追加、変更、または削除される場合がありますが、これらの変更等に関して乙は責任を負わないものとします。

#### 第11条<その他のサービス>

甲は、本製品の使用に関し、別途費用にて、有償サポートサービスを受けることができます。有償サポートサービスの利用には、別途ご契約上、乙所定の利用料金をお支払いいただく必要があります。

#### 第12条<ユーザー情報の管理>

- 乙は、甲から提供された甲の名称、連絡先等の情報（以下「ユーザー情報」といいます。）をユーザー管理、乙の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内等に必要範囲内で利用させていただく場合があります。
- 甲から提供されたユーザー情報は、乙のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。甲は、プライバシーポリシーに従って乙がユーザー情報を取り扱うことに同意するものとします。

#### 第13条<有効期間>

- 本契約書は、本契約書の前文の記載に従い、甲が本契約書の条項に同意されたものとみなされる時点から発効します。
- 本契約書は、(i)甲と乙との間で別途契約により使用許諾期間を定めた場合は当該使用許諾期間の終了日の到来、(ii)甲または乙からの本契約書の解除、もしくは(iii)第9条第1項の場合、その他法律に基づく契約終了事由により終了するものとします。ただし、終了後も第3条、第5条、第6条、第7条乃至第10条、第12条乃至第15条の規定は、有効に存続します。
- 甲が本契約書のいずれかの条項に違反した場合、または乙の著作権及びその他の権利を侵害した場合は、乙は本契約書を解除し、甲による本製品の使用を終了させることができます。
- (i)乙による本製品に関する製品サポートが終了した時、(ii)甲に重大な過失または背信行為があった時、(iii)甲が仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の手続きの申立てを行った時または申立てられた時、(iv)甲が手形の不渡りを出した時、または(v)甲が公租公課の滞納処分を受けた時は、乙は本契約書を解除することができます。
- 甲は、本契約書をいつでも終了することができます。この場合、甲は第6項の規定に従った措置をとるものとします。
- 本契約書が解除または終了された場合、甲は本製品の使用を直ちに中止し、消去するものとします。また、乙が請求する場合、甲は速やかに甲の負担で本製品及びプロテクト装置を乙に返却するものとし、本契約書の解除または終了後に甲は本製品を使用し、譲渡し、転売し、貸与または第三者に対して再使用許諾することはできません。

#### 第14条<契約書の変更>

乙は、乙が必要と認めた場合に、本契約書を変更することがあります。本契約書を変更する場合は、変更後の契約書の施行時期及び内容を乙のホームページに掲示、その他適切な方法により周知します。甲が、本契約書の変更後に本製品を使用した場合には、本約定書の変更同意したものとみなされます。

#### 第15条<管轄裁判所>

本契約及び本製品に関する全ての紛争は、乙の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。